



2022年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社 エス・サイエンス
代 表 者 名 代表取締役会長 品田 守敏
(コード番号：5721 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 甲佐 邦彦
(TEL. 03-3573-3721)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。それに伴い、2022年6月29日開催予定の当社第103回定時株主総会におきまして、下記のとおり、「会社法の一部を改正する法律」（電子提供制度を導入すること）と共に「定款一部変更の件」を付議することを本日の取締役会において決議しましたので、お知らせいたします。

1. 提案の理由

- (1) 監査役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第6条～第13条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会および監査役、監査役会</u></p> <p>第18条 (取締役および監査役の数)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、<u>宣報及び東京都において発行する日本経済新聞</u>に掲載して行う。</p> <p>第6条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p><u>第18条 (電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役<u>および取締役会</u></p> <p>第19条 (取締役の数)</p>

当社の取締役は、12名以内、監査役は、4名以内とする。

第19条（取締役および監査役の選任）

取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。

ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りではない。

第21条（条文省略）

第22条（取締役および監査役の任期）

取締役および監査役の任期は、選任後、取締役は1年以内に、監査役は4年以内に、それぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

当社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

2. 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。

第22条（現行どおり）

第23条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員

<p>第 23 条（取締役会および監査役会） <u>取締役会および監査役会に関する事項は、それぞれ取締役会、監査役会の決議をもって別に定める取締役会規定、監査役会規定による。</u></p> <p>第 24 条（代表取締役） 当会社を代表すべき取締役を取締役会の決議によって選定する。</p> <p>第 25 条（取締役および監査役の報酬等） 取締役および監査役の報酬等は、区分して株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 26 条（取締役および監査役の責任免除） 当会社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（業務執行取締役であるものを除く。）および監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 24 条（取締役会） 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p> <p>第 25 条（代表取締役） 当会社を代表すべき取締役を取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。</u></p> <p>第 26 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区分して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 27 条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>第 28 条（監査等委員会の招集等） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の</u></p>
---	--

	<p><u>監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。</u></p> <p><u>3. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第29条 (監査等委員会に関する事項)</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条 (監査等委員会の議事)</u></p> <p><u>監査等委員会の議事については、開催日および場所、議事の経過の要領およびその他の結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員の氏名等その他会社法施行規則第110条の3第3項に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名をし、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第27条 (会計監査人の選任)</p> <p>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任に関する議案内容の決定は、<u>監査役会</u>が行う。</p> <p>3. 取締役会は、前項2. の当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得た上で、取締役会に諮り決定する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第31条 (会計監査人の選任)</p> <p>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任に関する議案内容の決定は、<u>監査等委員会</u>が行う。</p> <p>3. 取締役会は、前項2. の当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得た上で、取締役会に諮り決定する。</p>

<p>第<u>30</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>36</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第<u>34</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>40</u>条（現行どおり）</p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>変更案第 18 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月を経過した日までに開催される株主総会に係る招集手続きはなお従前の例による。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>
---	---

以 上